

<建築確認申請手続きの運用改善に伴う
建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表>

1. 建築基準法施行規則 第3条の2 改正新旧対照表
2. 建築基準法施行規則 第1条の3 改正新旧対照表
3. 平成19年国土交通省告示835号 改正新旧対照表
4. 昭和50年建設省告示1597号 改正新旧対照表
5. 昭和45年建設省告示1830号 改正新旧対照表

建築基準法施行規則第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更

新	旧
<p>第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。</u></p> <p>一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。))及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2メートル(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。)</p> <p>二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)</p> <p>三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更</p> <p>五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。) イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの</p> <p>七 用途の変更(令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)</p> <p>八 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)</p> <p>九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。))又は位置の変更(間仕切壁にあつて</p>	<p>第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。</u></p> <p>一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。))及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2メートル(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。)</p> <p>二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)</p> <p>三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更</p> <p>五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)</p> <p>六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。) イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの</p> <p>七 用途の変更(令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)</p> <p>八 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)</p> <p>九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。))又は位置の変更(間仕切壁にあつて</p>

新		旧	
は主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。) 十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更(第九号及び前号に係る部分の変更を除く。)		は主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。) 十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更(第九号及び前号に係る部分の変更を除く。)	
不燃材料	不燃材料	不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料	準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料	難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造	準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造	防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造
令第109条の3第二号八の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号八の技術的基準に適合する構造	令第109条の3第二号八の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号八の技術的基準に適合する構造
令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造
令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造
令第115条の2の2第1項第四号八の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号八の技術的基準に適合する構造	令第115条の2の2第1項第四号八の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号八の技術的基準に適合する構造
法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造	法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造
法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造
法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備	特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備
法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備	法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備
法第64条の技術的基準に	特定防火設備、令第114条第5項	法第64条の技術的基準に	特定防火設備、令第114条第5項

新		旧	
適合する防火設備	において準用する令第112条第161項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備	適合する防火設備	において準用する令第112条第161項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備
令第20条の5第1項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第20条の5第1項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料	令第20条の5第1項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第20条の5第1項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料
令第20条の5第1項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	令第20条の5第1項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
十二 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）		十二 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）	
十三 開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）		十三 開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）	
イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気有効面積が減少するもの		イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気有効面積が減少するもの	
ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの		ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの	
ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの		ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの	
(1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの		(1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの	
(2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの		(2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの	
ニ 令第126条の6の非常用の出入口に係る変更で、出入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに出入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの		ニ 令第126条の6の非常用の出入口に係る変更で、出入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに出入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの	
十四 天井の高さの変更		十四 天井の高さの変更	
十五 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）		十五 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）	
2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、 変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。		2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、 安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が	

新	旧
<p>一 第1条の3第4項の表一の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更</p> <p>二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)</p> <p>3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。</u></p> <p>一 第3条第1項の表一の配置図における当該工作物の位置の変更</p> <p>二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)</p> <p>三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更(第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)</p> <p>4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。</u></p> <p>一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更</p> <p>二 高さが減少する場合における当該高さの変更</p>	<p><u>高くならないものとする。</u></p> <p>一 第1条の3第4項の表一の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更</p> <p>二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)</p> <p>3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。</u></p> <p>一 第3条第1項の表一の配置図における当該工作物の位置の変更</p> <p>二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)</p> <p>三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更(第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)</p> <p>五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)</p> <p>4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、<u>安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。</u></p> <p>一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更</p> <p>二 高さが減少する場合における当該高さの変更</p>

建築基準法施行規則 第1条の3 確認申請書の様式

新	旧
<p>第1条の3 確認申請書の様式 (確認申請書の様式)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本1通及び副本1通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)</p> <p>イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(1)項の(ろ)欄並びに次の表五の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)</p> <p>(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の(ろ)欄及び次の表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ)欄及び表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書を除く。)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ</p>	<p>第1条の3 確認申請書の様式 (確認申請書の様式)</p> <p>法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本1通及び副本1通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)</p> <p>イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(1)項の(ろ)欄並びに次の表五の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)</p> <p>(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の(ろ)欄及び次の表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ)欄及び表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書を除く。)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ</p>

新	旧																																																																										
<p>る物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。</p> <p>(i) 次の表三の各項の(い)欄上段(2)項にあつては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書</p> <p>(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの</p> <p>(3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)</p> <p>二 別記第三号様式による建築計画概要書</p> <p>三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)</p> <p>四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し</p> <p>五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第五号及び第3条第3項第五号において同じ。)にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書(第4項第五号及び第3条第3項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第20条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。</p> <p>六 申請に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し</p>	<p>る物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。</p> <p>(i) 次の表三の各項の(い)欄上段(2)項にあつては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書</p> <p>(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの</p> <p>(3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)</p> <p>二 別記第三号様式による建築計画概要書</p> <p>三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)</p> <p>四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し</p> <p>五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第五号及び第3条第3項第五号において同じ。)にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書(第4項第五号及び第3条第3項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第20条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。</p> <p>六 申請に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し</p>																																																																										
<p>2</p> <table border="1" data-bbox="244 1429 791 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">(い)</th> <th rowspan="2">(ろ)</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>図書の書類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(9)</td> <td rowspan="2">法第27条の規定が適用される建築物</td> <td rowspan="2">各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> <td rowspan="2">耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td>外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐火構造等の構造詳細図</td> <td>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物</td> <td>配置図</td> <td>敷地内における通路の位置及び幅員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> <td>耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>避難上有効なバルコニーの位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2面以上の立面</td> <td>令第115条の2の2第1項第三号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(い)	(ろ)			図書の書類	明示すべき事項	(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法			法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員			各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置				避難上有効なバルコニーの位置				2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号		<p>2</p> <table border="1" data-bbox="839 1429 1386 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">(い)</th> <th rowspan="2">(ろ)</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>図書の書類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(9)</td> <td rowspan="2">法第27条の規定が適用される建築物</td> <td rowspan="2">各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> <td rowspan="2">耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td>外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐火構造等の構造詳細図</td> <td>主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物</td> <td>配置図</td> <td>敷地内における通路の位置及び幅員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>各階平面図</td> <td>開口部及び防火設備の位置</td> <td>耐力壁及び非耐力壁の位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>避難上有効なバルコニーの位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2面以上の立面</td> <td>令第115条の2の2第1項第三号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(い)	(ろ)			図書の書類	明示すべき事項	(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法			法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員			各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置				避難上有効なバルコニーの位置				2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号	
				(い)	(ろ)																																																																						
	図書の書類	明示すべき事項																																																																									
(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ																																																																								
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法																																																																								
	法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員																																																																								
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																							
			避難上有効なバルコニーの位置																																																																								
		2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号																																																																								
	(い)	(ろ)																																																																									
			図書の書類	明示すべき事項																																																																							
(9)	法第27条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ																																																																								
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法																																																																								
	法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員																																																																								
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置																																																																							
			避難上有効なバルコニーの位置																																																																								
		2面以上の立面	令第115条の2の2第1項第三号																																																																								

新				旧			
			図 に規定する窓その他の開口部の構造				図 に規定する窓その他の開口部の構造
			耐火構造等の構造詳細図 令第115条の2の2第1項第一号に規定する部分、令第115条の2の2第1項第四号八に規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法				耐火構造等の構造詳細図 令第115条の2の2第1項第一号に規定する部分、令第115条の2の2第1項第四号八に規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		法第27条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図 開口部及び防火設備の位置			法第27条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図 開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置				耐力壁及び非耐力壁の位置
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			削除				防火区画の位置及び面積
			耐火構造等の構造詳細図 主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法				耐火構造等の構造詳細図 主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
3				3			
	(い)		(ろ)		(い)		(ろ)
			構造計算書の種類 明示すべき事項				構造計算書の種類 明示すべき事項
(1)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 削除	削除	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	(1)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
(2)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 削除	削除	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	(2)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
(3)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 削除	削除	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	(3)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

新				旧							
(4)	令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	削除	削除	(4)	令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		
			構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項				構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項		
4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする 七 申請に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し				4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする 七 申請に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し							
(1)	法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備	(3)	図書の種類	明示すべき事項	(1)	法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備	(3)	図書の種類	明示すべき事項		
										各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
											給気機又は給気口の位置
											排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
											かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
											火を使用する室に関する換気経路
											中央管理室の位置
										2面以上の断面図	給気機又は給気口の位置
											排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
										換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量
中央管理方式の空気調和設備の有効換気量											
換気設備の構造詳細図	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別										
給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書	給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面面積及びその算出方法										
	排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面面積及びその算出方法										
	煙突の有効断面面積及びその算出方法										
	給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ										

新			旧				
(2)	法第28条の2第三号の規定が適用される換気設備	各階平面図	中央管理室の位置 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法	(2)	法第28条の2第三号の規定が適用される換気設備	各階平面図	中央管理室の位置 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法
		換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法			換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法
		給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法			給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法
(3)	法第31条第1項の規定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位置	(3)	法第31条第1項の規定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位置
(4)	法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下この項において「浄化槽」という。)	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	(4)	法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下この項において「浄化槽」という。)	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
		浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能			浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能
			浄化槽の処理対象人員及びその算出方法				浄化槽の処理対象人員及びその算出方法
			浄化槽の処理方式				浄化槽の処理方式
			浄化槽の各槽の有効容量				浄化槽の各槽の有効容量
浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造	浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造				
(5)	法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置	(5)	法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置
			非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置				非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置
		電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況			電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況
			常用の電源及び予備電源の種類及び構造				常用の電源及び予備電源の種類及び構造
			予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況				予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
			削除				予備電源の容量及びその算出方法
予備電源の容量を算出した際の計算書	予備電源の容量及びその算出方法	予備電源の容量を算出した際の計算書	予備電源の容量及びその算出方法				
			ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造				ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造

新				旧						
(6)	法第33条の規定が適用される避雷設備	付近見取図	建築物の周囲の状況	(6)	法第33条の規定が適用される避雷設備	付近見取図	建築物の周囲の状況			
		2面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分			2面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分			
			雷撃から保護される範囲				雷撃から保護される範囲			
			受雷部システムの配置				受雷部システムの配置			
小屋伏図	受雷部システムの配置	小屋伏図	受雷部システムの配置							
避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	日本工業規格A4201 - 1992又は日本工業規格A4201 - 2003の別	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	日本工業規格A4201 - 1992又は日本工業規格A4201 - 2003の別	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造	受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造			
		接地極の位置及び構造						接地極の位置及び構造		
		避雷設備の使用材料表						腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分
		避雷設備の使用材料表						腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分
(7)	法第34条第1項の規定が適用される昇降機	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	(7)	法第34条第1項の規定が適用される昇降機	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置			
		昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造			昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造			
(8)	法第34条第2項の規定が適用される非常用の昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置	(8)	法第34条第2項の規定が適用される非常用の昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置			
(9)	法第35条の規定が適用される建築設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	排煙設備の構造詳細図	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法	(9)	法第35条の規定が適用される建築設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	排煙設備の構造詳細図	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法	
			令第5章第3節の規定が適用される排煙設備	各階平面図				排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	令第5章第3節の規定が適用される排煙設備	各階平面図
				令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置						令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置
				防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置						防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置
				排煙口の位置						排煙口の位置
				排煙風道の配置						排煙風道の配置
				排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置						排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置
				排煙口の開口面積又は排煙機の位置						排煙口の開口面積又は排煙機の位置
				法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置						法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置
				予備電源の位置						予備電源の位置

新				旧				
			不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置 給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置 給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造				不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置 給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置 給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造	
		床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		2面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置			2面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	
			排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置					排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置
			給気口の位置					給気口の位置
			給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積					給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積
		使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別			使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別	
		排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造			排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	
			排煙口に設ける手動開放装置の使用方法					排煙口に設ける手動開放装置の使用方法
			排煙風道の構造					排煙風道の構造
			排煙設備の電気配線に用いる配線の種別					排煙設備の電気配線に用いる配線の種別
			給気室の構造					給気室の構造
		排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法			排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法	
		排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別			排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別	
	令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置	各階平面図	照明装置の位置及び構造			各階平面図	照明器具の配置	
			非常用の照明装置によつて、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる範囲				非常用の照明装置によつて、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる範囲	
		削除	削除				予備電源の位置	
	令第5章第6節の規定が適用される非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備	非常用の照明設備の構造詳細図	照度			非常用の照明設備の構造詳細図	照明器具の構造	
			照明設備の構造				照明器具の位置及び材料の種別	
			照明器具の位置及び材料の種別					
	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積				非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積	
		垂れ壁の材料の種別					垂れ壁の材料の種別	
		排煙設備の構造、配置及び材料の種別					排煙設備の構造、配置及び材料の種別	

新				旧			
			排煙口の手動開放装置の構造及び位置				排煙口の手動開放装置の構造及び位置
			排煙機の能力				排煙機の能力
		地下道の床面積 求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式			地下道の床面積 求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式
		非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種類			非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種類
			排水設備の能力				排水設備の能力
(10)	法第36条の規定が適用される建築設備	令第129条の2の4第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備	構造詳細図 昇降機以外の建築設備の構造方法	(10)	法第36条の規定が適用される建築設備	令第129条の2の4第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備	構造詳細図 昇降機以外の建築設備の構造方法
		令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所	配置図 くみ取便所の便槽及び井戸の位置			令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所	配置図 くみ取便所の便槽及び井戸の位置
			各階平面図 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造				各階平面図 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
			便所の構造詳細図 尿尿に接するくみ取便所の部分				便所の構造詳細図 尿尿に接するくみ取便所の部分
			削除				便槽の構造
			くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの污水管の構造				便器及び小便器から便槽までの污水管の構造
			水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造				水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造
			便槽の種類及び構造				便槽の種類及び構造
			改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造				改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造
			くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置				くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置
			くみ取便所のくみ取口の位置及び構造				くみ取便所のくみ取口の位置及び構造
			便所の断面図 改良便槽の貯留槽の構造				便所の断面図 改良便槽の貯留槽の構造
			汚水の温度の低下を防止するための措置				汚水の温度の低下を防止するための措置
			便所の使用材料表 便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種類				便所の使用材料表 便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種類
			耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分				耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分
			井戸の断面図 令第34条ただし書の適用に係る井戸の構造				井戸の断面図 令第34条ただし書の適用に係る井戸の構造
			井戸の使用材料表 令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分				井戸の使用材料表 令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分

新			旧		
令第115条の規定が適用される煙突	各階平面図	煙突の位置及び構造	令第115条の規定が適用される煙突	各階平面図	煙突の位置及び構造
	2面以上の立面図	煙突の位置及び高さ		2面以上の立面図	煙突の位置及び高さ
令第129条の2の5の規定が適用される配管設備	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置	令第129条の2の5の規定が適用される配管設備	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置
		配管設備の種別及び配置			配管設備の種別及び配置
	給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。) <u>から</u> くみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)	給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。) <u>並びに</u> くみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)			
	各階平面図	配管設備の種別及び配置		配管設備の種別及び配置	
		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	
		給水タンク等の位置及び構造		給水タンク等の位置及び構造	
		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	
		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	
	2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	
		給水タンク等の位置及び構造		給水タンク等の位置及び構造	
建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況			
配管設備の仕様書	ガス漏れ警報設備を設けた場合にあつては、当該設備及びガス栓の位置	ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置			
	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	配管設備の構造			
	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置			
	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉口に講じた水の逆流防止のための措置	圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造			
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉口の構造			
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置			
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置			
		排水のための配管設備の容量			

新		旧	
	配管設備の構造 詳細図	ガス柱の金属管等への接合方法	及びその算定方法並びに傾斜
		ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種類	配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置
		排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が附着又は沈殿しない措置	配管設備の覆いの有無
		飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造
		給水タンク等の構造	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置
		排水槽の構造	給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造
		阻集器の位置及び構造	給水タンク等(圧力タンクを除く。)に設けるオーバーフロー管の位置及び構造
		ガス漏れ警報設備の構造	オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置
			給水タンク等(圧力タンクを除く。)の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等(圧力タンクを除く。)の容量
			排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。)の構造
配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造	配管設備の末端の連結先	配管設備の末端の連結先
		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
		給水管の止水弁の位置	給水管の止水弁の位置
		排水トラップ、通気管等の位置	排水トラップ、阻集器及び通気管の位置
排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法		
配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種別	配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種別
風道の構造詳細図	風道の構造	風道の構造	風道の構造
令第129条の2の6の規定が適用される換気設備	各階平面図	給気口又は給気機の位置	給気口又は給気機の位置
		排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
	2面以上の断面	給気口又は給気機の位置	2面以上の断面

新			旧		
	図	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置		
		換気設備の構造詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部の構造	排気筒の立上り部分及び頂部の構造	
			給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	
			直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の換気能力を外気の流れて著しく低下させないための構造	直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造	
		中央管理方式の空調設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造	中央管理方式の空調設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造		
	中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力を算出した際の計算書	中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法		
		換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法		
	換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別	換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別	
	令第129条の2の7の規定が適用される冷却塔設備	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離
		2面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	2面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離
冷却塔設備の仕様書		冷却塔設備の容量	冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の容量	
冷却塔設備の使用材料表		冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別	冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別	

平成19年 国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針

新	旧
<p>平成19年6月20日国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。</p> <p>平成19年6月20日 国土交通省告示第835号 改正 平成21年5月20日 国土交通省告示第547号</p> <p>確認審査等に関する指針</p> <p>第1 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通（法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本2通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第5項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。</p> <p>二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造設計一級建築士による構造設計によるものであること又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであることを確かめること。</p> <p>二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の</p>	<p>平成19年6月20日国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。</p> <p>平成19年6月20日 国土交通省告示第835号 改正 平成21年5月20日 国土交通省告示第547号</p> <p>確認審査等に関する指針</p> <p>第1 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通（法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本2通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第5項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。</p> <p>二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造設計一級建築士による構造設計によるものであること又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであることを確かめること。</p> <p>二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の</p>

新	旧
<p>規定の適用を受ける場合にあっては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。</p> <p>三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。</p> <p>四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第1において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。</p> <p>イ 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し</p> <p>ロ 法第68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し</p> <p>五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性が確かめられたものである場合（建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること。</p> <p>ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項目（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項（法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第20条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項目の（ろ）欄（これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項につ</p>	<p>規定の適用を受ける場合にあっては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。</p> <p>三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。</p> <p>四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第1において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。</p> <p>イ 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し</p> <p>ロ 法第68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し</p> <p>五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性が確かめられたものである場合（建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること</p> <p>ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項目（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算概要書（以下単に「構造計算概要書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造計算概要書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項（法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第20条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項目の（ろ）欄（これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項につ</p>

新	旧
<p>いては、この限りでない。</p> <p>二 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。</p> <p>三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。</p> <p>四 法第68条の26第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。</p> <p>五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項（これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。</p> <p>六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。</p> <p>七 法第93条第4項に規定する場合以外の場合にあつては、同条第1項本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。</p> <p>八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項（これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第20条に適合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>三 次のイから二までに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定めるところにより審査を行うこと。</p>	<p>いては、この限りでない。</p> <p>二 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。</p> <p>三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。</p> <p>四 法第68条の26第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。</p> <p>五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項（これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。</p> <p>六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。</p> <p>七 法第93条第1項ただし書に規定する場合以外の場合にあつては、同項本文の規定により申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。</p> <p>八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項（これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第20条に適合していることを確かめること。</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめることを要しない。</p> <p>三 次のイから二までに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定めるところにより審査を行うこと。</p>

新	旧
<p>イ 法第20条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第1項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。</p> <p>ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p><u>(1) 第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第2条第2項第2号（施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えること。</u></p> <p><u>(2) 第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受ける前においては、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u></p> <p><u>(3) 定結果通知書の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。</u></p> <p>(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。</p> <p>(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第2第4項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。</p> <p>ハ 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(は)欄に掲げる審査すべき事項及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。</p> <p>ニ 法第20条第三号イの規定に基づき令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの <u>別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u>ただし、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにおいては、申請又は通知に</p>	<p>イ 法第20条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第1項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。</p> <p>ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p><u>(1) 第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいては、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>(i) 別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u></p> <p><u>(ii) (i)の場合において、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合にあっては、施行規則第2条第2項第2号（施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて構造計算適合性判定を求めると。</u></p> <p><u>(2) 第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。</u></p> <p>(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。</p> <p>(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第2第4項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。</p> <p>ハ 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(は)欄に掲げる審査すべき事項及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。</p> <p>ニ 法第20条第三号イの規定に基づき令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの <u>ロ(1)(i)に定めるところにより行うこと。</u>ただし、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにおいては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確</p>

新	旧
<p>係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。</p> <p>5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。</p> <p>一 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。</p> <p>二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。</p> <p>三 前3項の審査又は第2第4項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であって、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。</p> <p>イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測される程度のものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。</p> <p>ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。</p>	<p>かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。</p> <p>5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。</p> <p>一 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。</p> <p>二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。</p> <p>三 前3項の審査又は第2第4項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書（以下この号において「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。）を交付すること。この場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該イ及びロの区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定めるところによるものとする。</p> <p>イ 申請書等に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。</p> <p>(i) 当該軽微な不備について補正を求める旨</p> <p>(ii) 補正の期限</p> <p>(iii) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日までの日数は、法第6条第4項、法第6条第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨</p> <p>ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。</p> <p>(i) 当該不明確な点について追加説明書の提出を求める旨</p> <p>(ii) 追加説明書の提出に当たって申請書等の差替え又は訂正はすることができない旨</p>

新	旧
<p>四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。</p>	<p><u>(iii) 追加説明書の提出期限</u> <u>(iv) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの日数は、法第6条第4項、第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨</u></p> <p>四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。</p>
	<p>第2 構造計算適合性判定に関する指針 変更なし</p>
	<p>第3 完了検査に関する指針 変更なし</p>
	<p>第4 中間検査に関する指針 変更なし</p>
	<p>別表 変更なし</p>

昭和50年建設省告示第1597号

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

新	旧
<p>昭和50年12月20日建設省告示第1597号 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第六号及び第3項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。</p> <p>昭和50年12月20日 建設省告示第1597号 改正 昭和57年10月16日 建設省告示第1674号 改正 昭和62年11月14日 建設省告示第1924号 改正 平成12年5月30日 建設省告示第1406号</p> <p>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</p> <p>第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 給水管</p> <p>イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。</p> <p>ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。</p> <p>二 給水タンク及び貯水タンク</p> <p>イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。</p> <p>(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。</p> <p>(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。</p> <p>(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。</p> <p>(ろ) 直径60センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。</p> <p>(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2立方メートル未満の給水タンク</p>	<p>昭和50年12月20日建設省告示第1597号 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第六号及び第3項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。</p> <p>昭和50年12月20日 建設省告示第1597号 改正 昭和57年10月16日 建設省告示第1674号 改正 昭和62年11月14日 建設省告示第1924号 改正 平成12年5月30日 建設省告示第1406号</p> <p>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</p> <p>第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 給水管</p> <p>イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。</p> <p>ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。</p> <p>二 給水タンク及び貯水タンク</p> <p>イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。</p> <p>(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。</p> <p>(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。</p> <p>(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。</p> <p>(ろ) 直径60センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。</p> <p>(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2立方メートル未満の給水タンク</p>

新	旧
<p>ク等については、この限りでない。</p> <p>(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。</p> <p>(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。</p> <p>第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 排水管</p> <p>イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。</p> <p>(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管</p> <p>(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管</p> <p>(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管</p> <p>(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管</p> <p>ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。</p> <p>二 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。</p> <p>ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 排水槽の底に吸い込みビットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。</p> <p>ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みビットに向かつて15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。</p> <p>ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。</p> <p>三 排水トラップ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。</p> <p>ロ 二重トラップとならないように設けること。</p> <p><u>ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。</u></p> <p><u>ニ 排水トラップの深さ(配水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。)</u>は、5センチメートル以上10センチメートル以下(阻集器を兼ねる排水トラップにあつては、5センチメートル以上)とすること。</p>	<p>ク等については、この限りでない。</p> <p>(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。</p> <p>(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。</p> <p>第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 排水管</p> <p>イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。</p> <p>(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管</p> <p>(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管</p> <p>(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管</p> <p>(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管</p> <p>ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。</p> <p>二 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。</p> <p>ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 排水槽の底に吸い込みビットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。</p> <p>ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みビットに向かつて15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。</p> <p>ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。</p> <p>三 排水トラップ</p> <p>イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。</p> <p>ロ 二重トラップとならないように設けること。</p> <p><u>ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。</u></p> <p><u>ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。</u></p> <p><u>ホ 封水深は、5センチメートル以上10センチメートル以下(阻集器を兼ねる排水トラップについては5センチメートル以上)とすること。</u></p>

新	旧
<p>ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。</p> <p>四 阻集器</p> <p>イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。</p> <p>ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>ハ 容易に掃除ができる構造とすること。</p> <p>五 通気管</p> <p>イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。</p> <p>ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。</p> <p>ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。</p> <p>ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。</p> <p>ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。</p> <p>ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。</p> <p>ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。</p> <p>第3 適用の特例</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（イ）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第一号口を除く。）並びに第2第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第二号の規定の適用があるものとする。</p> <p>附 則（昭和57年10月16日 建設省告示第1674号） この告示は、昭和57年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和62年11月14日 建設省告示第1924号） この告示は、昭和62年11月16日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年5月30日 建設省告示第1406号） この告示は、平成12年6月1日から施行する。</p>	<p>ハ 容易に掃除ができる構造とすること。</p> <p>四 阻集器</p> <p>イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。</p> <p>ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>ハ 容易に掃除ができる構造とすること。</p> <p>五 通気管</p> <p>イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。</p> <p>ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。</p> <p>ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。</p> <p>ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。</p> <p>ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。</p> <p>ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。</p> <p>ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。</p> <p>第3 適用の特例</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（イ）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第一号口を除く。）並びに第2第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第二号の規定の適用があるものとする。</p> <p>附 則（昭和57年10月16日 建設省告示第1674号） この告示は、昭和57年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和62年11月14日 建設省告示第1924号） この告示は、昭和62年11月16日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年5月30日 建設省告示第1406号） この告示は、平成12年6月1日から施行する。</p>

昭和45年日建設省告示第1830号 非常用の照明装置の構造方法を定める件

新	旧
<p>昭和45年12月28日建設省告示第1830号 非常用の照明装置の構造方法を定める件 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の5第一号口及び二の規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。 昭和45年12月28日 建設省告示第1830号 改正 平成5年6月25日 建設省告示第1446号 改正 平成12年5月30日 建設省告示第1405号</p> <p>非常用の照明装置の構造方法を定める件 第1 照明器具</p> <p>一 照明器具は、<u>耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるもの</u>としなければならない。 <u>イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）</u> <u>ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光ランプを除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はコリア樹脂であるものに限る。）</u></p> <p>二 照明器具内の電線は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線 <u>又はふっ素樹脂絶縁電線</u> としなければならない。</p> <p>三 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。</p> <p>第2 電気配線</p> <p>一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第4項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けてはならない。</p> <p>二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。</p> <p>三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイから二までの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。 イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に銅製電線管を用いて行う配線 ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線 ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線 ニ MIケーブルを用いて行う配線</p> <p>四 電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。</p>	<p>昭和45年12月28日建設省告示第1830号 非常用の照明装置の構造方法を定める件 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の5第一号口及び二の規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。 昭和45年12月28日 建設省告示第1830号 改正 平成5年6月25日 建設省告示第1446号 改正 平成12年5月30日 建設省告示第1405号</p> <p>非常用の照明装置の構造方法を定める件 第1 照明器具</p> <p>一 照明器具の構造は、<u>次のイからホまでに適合する構造</u>としなければならない。 <u>イ 白熱灯は二重コイル電球又はハロゲン電球とし、そのソケットは磁器製、フェノール樹脂製その他これらと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</u> <u>ロ 蛍光灯はラピッドスタート型蛍光ランプ又は即時点灯性回路に接続したスターター型蛍光ランプとし、そのソケットはメラミン樹脂製、ポリアミド樹脂製その他これらと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</u> <u>ハ 高輝度放電灯は即時点灯型の高圧水銀ランプとし、そのソケットは磁器製その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</u> <u>ニ イから八までに掲げるもの以外の光源は、イから八までに掲げるものと同等以上の耐熱性及び即時点灯性を有するものとする。</u> <u>ホ 放電灯の安定器は低力率型のものとし、耐熱性の外箱に収容すること。</u></p> <p>二 照明器具内の電線は、<u>600ボルト</u>二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、<u>600ボルト</u>けい素ゴム絶縁電線、<u>口出用けい素ゴム絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するもの</u>としなければならない。</p> <p>三 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。</p> <p>第2 電気配線</p> <p>一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第4項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けてはならない。</p> <p>二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。</p> <p>三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイから二までの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。 イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に銅製電線管を用いて行う配線 ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線 ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線 ニ MIケーブルを用いて行う配線</p> <p>四 電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。</p>

新	旧
<p>第3 電源</p> <p>一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。</p> <p>二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。</p> <p>三 予備電源は、自動充電装置、時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に設置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用充電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく30分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。</p> <p>第4 その他</p> <p>一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で1ルクス（蛍光灯を用いる場合にあつては、2ルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。</p> <p>二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定法によつて測定されたものとする。</p> <p>附 則（昭和45年12月28日 建設省告示第1830号） この告示は、昭和46年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年6月25日 建設省告示第1446号） この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年5月30日 建設省告示第1405号） この告示は、平成12年6月12日から施行する。</p>	<p>第3 電源</p> <p>一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。</p> <p>二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。</p> <p>三 予備電源は、自動充電装置、時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に設置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用充電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく30分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。</p> <p>第4 その他</p> <p>一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で1ルクス（蛍光灯を用いる場合にあつては、2ルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。</p> <p>二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定法によつて測定されたものとする。</p> <p>附 則（昭和45年12月28日 建設省告示第1830号） この告示は、昭和46年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年6月25日 建設省告示第1446号） この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年5月30日 建設省告示第1405号） この告示は、平成12年6月12日から施行する。</p>

建築確認手続きの運用改善マニュアル作成検討会 委員名簿（敬称略）

協力委員

宮本 和宏	国土交通省	住宅局	建築指導課
松井 康治	国土交通省	住宅局	建築指導課
高木 直人	国土交通省	住宅局	建築指導課
竹原 創平	国土交通省	住宅局	建築指導課
川田 昌樹	国土交通省	住宅局	建築指導課
向井 昭義	国土交通省	国土技術政策総合研究所	建築研究部
井上 波彦	国土交通省	国土技術政策総合研究所	建築研究部
成瀬 友宏	国土交通省	国土技術政策総合研究所	建築研究部

検討委員

（１）審査手続きの見直し検討WG

白井 章雄	日本建築行政会議	基準総則部会
長谷川高宏	日本建築行政会議	基準総則部会
望月 国宏	日本建築行政会議	構造部会
出雲 隆夫	日本建築行政会議	構造部会
山下 英雄	日本建築行政会議	構造部会
塚田 市朗	日本建築行政会議	構造計算適合性判定部会
伊藤 治正	日本建築行政会議	構造計算適合性判定部会
植村 徹	日本建築行政会議	構造計算適合性判定部会
吉田 究	日本建築行政会議	構造計算適合性判定部会
福島 正隆	社団法人日本建築構造技術者協会	
山辺 豊彦	社団法人日本建築構造技術者協会	

（２）申請図書の簡素化WG

寺田 祐宏	日本建築行政会議	設備部会
後藤 尚志	日本建築行政会議	設備部会
梅原 修	日本建築行政会議	設備部会
松浦 直哉	日本建築行政会議	防災部会
小川 哲也	日本建築行政会議	防災部会
丹波 利一	日本建築行政会議	構造部会
阿部 貴秀	日本建築行政会議	構造部会

木原 碩美	社団法人日本建築構造技術者協会
藤 教生	社団法人建築業協会
海老澤弘道	社団法人建築業協会
古川 和彦	社団法人建築業協会

(3) 軽微な変更適用事例検討WG

松本 光司	日本建築行政会議	市街地部会
森 昌弘	日本建築行政会議	基準総則部会
天野洋一郎	日本建築行政会議	基準総則部会
堀切 安二	日本建築行政会議	構造部会
沼澤 吉彦	日本建築行政会議	構造部会
中山 志弘	日本建築行政会議	構造部会
上之藪隆志	日本建築行政会議	構造計算適合性判定部会
橋村 一彦	日本建築行政会議	構造計算適合性判定部会
大谷 康博	日本建築行政会議	設備部会
大賀 亨	日本建築行政会議	設備部会
大金 良吉	日本建築行政会議	防災部会
安藤 実	日本建築行政会議	防災部会
金箱 温春	社団法人日本建築構造技術者協会	
塚谷 秀範	社団法人日本建築構造技術者協会	
今倉 章好	社団法人建築業協会	
今里 清	社団法人建築業協会	
田中 道治	社団法人建築業協会	
小野 敦史	社団法人建築業協会	

事務局

平野 正利	財団法人建築行政情報センター	行政部
築比地 正	財団法人建築行政情報センター	行政部
金谷 勇治	財団法人建築行政情報センター	行政部
磯永 聖次	財団法人建築行政情報センター	行政部
檜府 龍雄	財団法人建築行政情報センター	建築行政研究所

建築確認手続き等の運用改善マニュアル

平成22年3月発行

編集 財団法人 建築行政情報センター

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

Printed in Japan

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。



一般社団法人 新・建築士制度普及協会

一般社団法人 新・建築士制度普及協会は、平成29年3月31日に解散しました。

元会員	(社)日本建築士会連合会	(社)建築設備技術者協会
	(社)日本建築士事務所協会連合会	(社)日本建築学会
	(社)日本建築家協会	(財)建築技術教育普及センター
	(社)建築業協会	(財)建築行政情報センター
	(社)日本建築構造技術者協会	(財)日本建築防災協会